

(仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務
公募型プロポーザル評価基準

1 基本的な評価基準

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を本業務に最適な候補者とします。

2 第一段階審査

審査委員会で、応募者より提出された参加表明書（会社・事務所の技術者・実績等）と技術提案書（外観、施設内のイメージ等）を基に審査し、ヒアリング要請者を3者程度選定します。

なお、参加表明者が5社以下のときは、本審査を省略し、第二段階審査を実施するものとします。

- (1) 参加表明書の各評価項目の評価基準は、事務局にて採点し、審査委員会に諮るものとします。参加表明書の各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
1	事務所の技術者・資格及び総括責任者・主任技術者	10
2	木造建築物（500 m ² 以上）の設計業務実績	20
3	魚津市内に本社を有すること	5
計		35

- i 配点が20点の場合：A=20点、A´=17点、B=15点、B´=12点、C=10点
- ii 配点が10点の場合：A=10点、B=7点、C=5点
- iii 配点が5点の場合：A=5点、C=0点

- (2) 各審査委員は、技術提案書を基にヒアリングを要請しようとする者を3者選びます。参加表明者毎のヒアリング要請の合計に10点を掛けたものを、その参加表明者のヒアリング要請の得点とします。技術提案書の各評価項目は次のとおりとします。

番号	評価項目
1	外観などのイメージ
2	施設内のイメージ
3	森林・林業再生基盤づくり交付金への対応
4	その他（災害時の活用、経済性、長寿命化等）
5	設計額に対する評価

- (3) 参加表明書の評価項目の得点と審査委員のヒアリング要請の得点の合計点の多いものから3者程度をヒアリング要請者とします。

3 第二段階審査

審査委員が、ヒアリング要請者から提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者、次点者を選定します。

- (1) 各審査委員は、技術提案書の各評価項目について評価を行います。
各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
1	外観などのイメージ	30
2	施設内のイメージ	30
3	森林・林業再生基盤づくり交付金への対応	20
4	その他（災害時の活用、経済性、長寿命化等）	20
5	設計額に対する評価	10
計		110

- i 配点が 30 点の場合：A = 30 点、B = 20 点、C = 10 点
- ii 配点が 20 点の場合：A = 20 点、B = 15 点、C = 10 点
- iii 配点が 10 点の場合：A = 10 点、B = 7 点、C = 5 点

- (2) 各審査委員の技術提案書の評価項目の得点の平均点の合計の最も多いものを、本業務に最適な候補者とします。（第一段階審査の結果は評価しません。）

- 4 評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合
審査委員の多数決により決定します。

- 5 ヒアリングを欠席した審査委員の評価点の取扱い
審査委員がヒアリングを欠席した場合、その審査委員の評価点は無効とします。